

## 特定生産緑地(西東京市)の指定(案)

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

地区番号	位置	面積			申出基準日	備考	図面番号
		生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地				
			既に指定されている 区	新たに指定する 区域			
4	西東京市北町三丁目地内	約 3,592 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	約 1,578 m <sup>2</sup>	令和6年10月26日		1/3
23	西東京市北町一丁目地内	約 2,618 m <sup>2</sup>	1,659 m <sup>2</sup>	約 959 m <sup>2</sup>	令和6年10月27日		2/3
51	西東京市下保谷三丁目地内	約 1,404 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	約 1,404 m <sup>2</sup>	令和6年9月29日		3/3
合計		約 7,614 m <sup>2</sup>	約 1,659 m <sup>2</sup>	約 3,941 m <sup>2</sup>			

「区域は指定図表示のとおり」